

〈研究会研究報告〉江崎家旧蔵謡伝書『師伝書』を読む

## 『師伝書』に見る広島藩の能楽事情など

樹下文隆

広島藩の能楽については、『済美録』（東京大学史料編纂所で太祖父長政から六代綱長までの伝記分、写真帳二五〇冊が閲覧可能）等に基づいた『新修広島市史 第四巻文化風俗史編』（昭和三十三年）が今でも最も詳しく、これを凌ぐ論考はまだない。広島藩の御抱え役者（扶持人）は江戸・京・広島にいた。京の役者については『能之訓蒙図彙』（貞享四年刊）に載り、広島役者は『知新集』（新修広島市史 第七巻資料編）に御役者多門についての記載がある他、明治二年前後の状況が『芸藩輯要』（昭和八年、昭和四十五年復刻）や『芸藩志』附録「藩士職祿簿」（昭和五十三年印影版）中の「役者組」、「合力組」、「厳島尹支配・役者組」等でわかる。江戸では『浅野家文書』（大日本古文書）や『済美録』等から幕府御用の五座役者（観世・宝生・金春・金剛+喜多）をその都度雇っていたと知れるが、藩主が習うのは固定していたようで、シテ方では喜多だったらしい。それは北七大夫三男の喜多権左衛門知能が第三代藩主綱晟の代に能大夫として召し抱えられたことにより、それ以前もお抱え役者に七大夫の弟子がいたらしい（表章『喜多流の成立と展開』）。明治以後に広島出身の喜多流能楽師が輩出していることから、藩士の間でも喜多流が主流だったことは否定できない。

一方、小林健二「保田家旧蔵浅井織之丞等書翰」解題と翻刻」（『能楽研究』36号、二〇一二年三月）によって、文化文政期には城下の商家を中心に東西二つ以上の謡の講社が存在したと、大坂町方の観世流能楽師である浅井織之丞がこれらの指導に当たっていたことが明らかにされた。保田家の初代である内蔵（後に太郎左衛門）は浅野氏の広島移封に随行した旧家臣で、浪人後に縄屋と称して商売を始めた。代々京橋町で町年寄を勤めた豪商で、当主は代々観世流の謡を嗜んでいたようで、同家旧蔵の延宝以後の九種の観世流行謡本の揃いが現存（広島県立文書館蔵）する。徳川家康との繋ぎ役であった浅野長政が家康と同じく観世大夫を鼻肩にしていたことは知られている。長政自身はワキでの出勤記録があるばかりだが、家中に観世流を嗜む者がいた可能性はあろう。和歌山時代の浅野氏が関与した演能記録は少ないものの、下間少進ら本願寺系の能役者の出勤が目立つ。しかし、これは秀吉政権下の大名家共通の現象で、幸長・長晟がどの流儀を習ったのかは定かではない。ちなみに、三浦裕子「金春又右衛門流太鼓方鈴木家について」（『能楽資料センター紀要』20号、二〇〇九年三月）によれば、鈴木家の初代半七正慶も幸長時代の小姓役であり、広島城下には、和歌山時代から浅野氏に仕えた家

筋が相当あったと推測できる。保田太郎左衛門が観世流の謡を嗜んでいたかどうかは不明だが、和歌山以来の浅野家臣には観世流の謡を習った者もいたことであろう。浅野氏以前の毛利氏・福島氏の能楽は金春系だったので、浅野氏入部により、広島に観世系も導入されたと推測される。

今回、翻刻した『師伝書』は、江戸前期に京観世の謡が広島城下に伝わっていたことを示す点でも興味深いものがある。服部宗巴（福王盛親）に師事した不求翁（？）（一七一〇）を「観世流中興開山」と呼ぶ本書の序文は、先の推測を裏付けるような伝承があったことを意味するのではなからうか。ともかくも、不求叟門人の猶（猶？）原氏、その門人で上京して観世大夫直弟の為楽に八年間師事した武永茂左衛門（風叟）、その門人である本書の作者へと、京観世の流れを汲む謡愛好家が江戸前期から脈々と広島城下に存在していたことは確かである。本書は、これまで漠然と喜多流一辺倒と考えられていた江戸期の広島能楽に対する見方に再考を促す資料と言えよう。本書に記載された人名については、いずれも特定することが叶わない。ただ、猶（猶）原・近（進？）藤・芥河（川？）・吉村等の姓は『藝藩輯要』や『芸藩志』中に複数確認でき、いずれも藩士につながる人物と考えられる。

『師伝書』から窺えるように、広島城下での京観世の謡盛行の地盤があったので、文化文政期の浅井織之丞の活動が可能であったと言ふべきであろう。ちなみに、広島城での演能には城下の町方が地謡等で参勤することもあった。その際は喜多流に合わせたものであろうが、同様の事例は萩藩や岩国藩の能楽記録にも散見

するが、その都度、シテ方の謡に合わせるための稽古が行われている。

なお、序文の頭書朱注に、「宝暦八卯霜月芥河源十郎宅二而福山先生に対面の時」、武永茂左衛門は風叟の号をもらったとあるが、宝暦八年は寅年である。朱注の直前本文に「宝永七庚寅不求翁卒す」とあり、これに引かれて卯年と誤ったものであろうか。あるいは卯年が正しければ宝暦九年のことであろうか。宝永八年では風叟はまだ七歳の少年なので、それはありえない。宝暦八年時（一七五八）、風叟は五十四歳で、雅号に似合った年齢であったと言えよう。ただ、この年の冬に風叟は「傷寒」を患っている（67条）。それ以前に上京し、帰広直後に発熱したのであるうか。ただ、序文には宝暦七年に広島を訪れた高安彦太郎に風叟が師事したことも記されているので、宝暦八年か九年の時点でのわざわざの上京と師家の福王との対面はいささか疑わしい。かりに上京したとすれば、京の芥河源十郎宅とは、「藩士職簿」合力組（京都）に芥川佐右衛門（七人扶持）・同喜兵衛（五人扶持）が頼復次郎（山陽次男、支峰）の次に並記されていることから、彼らの祖につながる家と思われる。あるいは『平安人物志』（明和五年刊）に載る芥川養軒（丹丘、一七一〇～八五）の養家であろうか。そして、福山が福王の誤りであるとすれば、この当時に江戸詰めの茂左衛門・茂十郎ではなく、福王雪岑以外には考えられない。しかし、老齢に達した風叟は眼病を患っていたように、上京の可能性は低いのではなからうか。この時期に風叟が上京していないとすれば、福山は福王の誤りではなく、芥河源十郎宅も城下にあったことになる。福山・芥河（芥川）の姓は『芸藩

輯要』で確認できる。

『師伝書』には、広島城下で催された追善謡会の記事が二つ載っている。一つは、不求翁の存命時に営まれた国前寺での追善謡会（3条）である。国前寺は広島新開尾長村（現広島市東区山根町）にある日像開基と伝える日蓮宗の由緒寺院で、もとは日像の弟子となった暁忍の名を冠した寺であったのを、二代藩主浅野光晟の正室満姫（加賀藩主前田利常三女。自昌院）の帰依により、浅野家菩提寺として寺領二百石を付され国前寺と改めた。しかし、幕府の不受不施派禁圧により、不受不施派へと変更を余儀なくされ、元禄五年（一六九二）には菩提所を廃され寺領も没収された。追善謡会の時期が元禄五年以前か以後かはわからないものの、寛文十一年（一六七二）の棟板が残る本堂と、ほぼ同時代に建造された庫裏が現存している。

あと一つは、明和三年（一七六六）十月浄国寺追善謡会（68条）である。浄国寺は、広島新開西地方町（現広島市中区土橋町）にある浄土宗寺院で、天明年間の広島城下絵図（『新修広島市史』第5巻地図④）にも記載されている。『知新集』によれば、無衰山古今院と号し、吉田にあった同名寺の住持であった短誉文慶が、福島氏時代にもと毛利家の別荘を寺地に与えられて移住した。宮島光明院の聖僧誓真の墓があることで知られている。なお、本書が江崎家に蔵されている理由については、憶測の域を出ないものの、いくつかの可能性が指摘できよう。

まず、現存する資料から、江崎家が瀬戸内沿岸での神事能・勸進能に出勤し、当地で広島から参勤した能役者と交流した結果、入手することができたのではないかという推測が生じよう。たと

えば、小林健二『沼名前神社神事能の研究』（一九九五年、清文堂）によれば、福山の軀にある沼名前神社神事能に、文化十年には庄左衛門（四世直義）と千右衛門（五世直充）、万延元年には千之助（七世直郷）が参勤している。ただ、庄左衛門や千右衛門は孔雀大夫（姫路藩能大夫）や河島本次郎・柳川与兵衛（不明）。千歳も勤めた河島は若年か。共に神事能番組では一回のみ登場）のワキを、千之助は浅井喜二郎と清次郎（京役者。片山弟子）のワキを勤めており、姫路や上方で共演することの多いシテ方の誘いを受けての参加と考えるべきであろう。したがって、瀬戸内沿岸での演能記録が見つかったとしても、それが広島への役者との共演でない限り、広島への役者との交流を推測することは難しいのではないだろうか。

次に、江崎家が広島城下での演能に参加した可能性を挙げることができる。この場合は、福王門流に連なる広島への能楽愛好家と接触する機会が当然あったと考えるべきであろう。また、在広島への福王門流が上方を訪れる際に、姫路の江崎家に立ち寄った可能性も十分に考えられよう。江崎家資料からそれらしい痕跡をいまだ見出し得ていないので、広島城下の近世資料からこれを証拠立てる資料が発見されることを期待するほかない。

もう一つに、江崎家が意図的に集書活動をした結果という可能性も視野に入れる必要がある。江崎家には版本の他に、進藤以三の『筆次抄』や久枝茂喬序『素謡要略』（「永正元年観世道見在判伝書」を合写）など写本の謡伝書も蔵されていたので、本書の場合も、特段に広島と江崎家の接点を探る必要はないのかもしれない。